

山梨県県民生活センター内職求人情報ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、内職求人情報のホームページへの掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ホームページ 県民生活センターのホームページをいう。
- 二 登録事業者 次条第1項の登録を受けた者をいう。
- 三 内職求人情報 家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第1項第2号に規定する家内労働者の募集に関する情報をいう。

(登録の申請)

第3条 家内労働法第2条第3項に規定する委託者(県内に事業所を有する者に限る。)で、ホームページへの内職求人情報の掲載を依頼しようとする者は、県民生活センターの登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、内職求人事業者登録申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添付して、県民生活センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

- 一 誓約書(様式2)
- 二 役員等名簿(様式3)
- 三 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(個人にあつては、直近の確定申告書の写し)
- 四 その他事業概要が分かる書類等

(登録の拒否)

第4条 所長は、前条第1項の登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は、内職求人事業者登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者
 - 二 前号イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体個人
 - 三 家内労働法を順守しないおそれのある者
- 2 所長は、必要に応じ、前項第1号及び第2号に該当する者であるか否かを、山梨県警察本部に照会し、確認するものとする。
- 3 所長は、必要に応じ、第1項第3号に該当する者であるか否かを、現地調査により、確認するものとする。

(登録の実施)

第5条 所長は、第3条第1項の登録の申請があった場合においては、前条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、内職求人事業者登録簿に登録するものとする。

2 所長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に登録証を交付するものとする。

3 所長は、第3条第1項の登録に係る登録料、手数料等は徴収しないものとする。

(登録の効力及び更新)

第6条 第3条第1項の登録は、2年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

2 第3条第2項及び前条第3項の規定は、前項の更新について準用する。

3 第1項に規定する更新を受けようとする登録事業者は、前項の規定により準用する第3条第2項に規定する同項第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(登録の変更及び抹消)

第7条 登録事業者は、第3条第1項の登録の内容に変更が生じた場合は、直ちに、内職求人事業者登録内容変更届(様式4)を提出するものとする。

2 登録事業者は、第3条第1項の登録を抹消しようとするときは、内職求人事業者登録抹消届届(様式5)を提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 所長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、その旨を、当該事業者に通知するものとする。

一 第4条第1項に該当することとなった場合

二 社会的信用を損なう不適切な行為があり、登録を継続することが困難と認められる場合

(内職求人情報のホームページへの掲載)

第9条 登録事業所は、ホームページに内職求人情報を掲載しようとするときは、所長に、内職求人情報掲載依頼書(様式6)を提出するものとする。

2 所長は、前項の依頼書の内容を確認し、速やかに、ホームページに内職求人情報を掲載するものとする。

3 登録事業所は、ホームページに掲載している当該事業所の内職求人情報を削除したい場合は、所長に、内職求人情報掲載削除依頼書(様式7)を提出するものとする。

4 所長は、前項の依頼書の内容を確認し、速やかに、ホームページから当該事業所の内職求人情報を削除するものとする。

(県民生活センターの事務)

第10条 県民生活センターは、次に掲げる事務を行うものとする。

一 登録事業所の募集及び登録

二 ホームページへの内職求人情報の掲載

三 その他内職相談事業の実施に関し必要な事項

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、県民生活センター又は各地域県民センターにおいて、この要綱の施行の日前の規

定等による内職求人事業者の登録をしている者は、第3条第1項の登録の申請を行う場合において、同条第2項第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(準備行為)

3 第3条第1項の登録及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、第3条から第5条までの規定の例により行うことができる。

内職求人事業者登録申請書

令和 年 月 日

山梨県県民生活センター所長 殿

申請者 所在地（住所）
 名 称
 代表者氏名

印

山梨県県民生活センター内職求人情報ホームページ掲載要綱第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

県内事業所の名称等	事業所名			業 種	
	代表者氏名			担当者氏名	
	所在地	〒			
	連絡先	電話：		FAX：	
求人 の 条 件	作業の内容				
	求人地域				
	工 賃	単価 _____ 円	支払方法	現金 ・ 口座振替 支払日 _____ 日締 _____ 日払	
	材料及び製品の 運 搬	・事業者 ・内職者 (交通費の支給 有 ・ 無)	納 期		
	機械器具貸与 提供	有 ・ 無	貸与機器名		
	技 能 経 験	要 ・ 不要			
	その他の条件				
※ 添付書類（該当の□に、チェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 誓約書（様式2） <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（個人にあっては、直近の確定申告書の写し） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					

様式2

誓 約 書

内職求人事業者の登録申請に当たり、次の事項について誓約します。

なお、県民生活センターが必要な場合には、1及び2の事項について山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体個人ではありません。
- 3 家内労働法（昭和45年法律第60号）を順守します。

令和 年 月 日

山梨県県民生活センター所長 殿

申請者 所在地（住所） _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

役員等名簿

名 称 _____
 作成担当者 _____
 連絡先 _____

令和 年 月 日現在の役員

役 職	氏 名	氏名のふりがな	性別(男女)	生 年 月 日

※ この名簿には、法人の場合は登記事項証明書又は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入してください。監査役については除きます。
 個人事業主の場合については、この名簿にその個人事業主を記入してください。

内職求人事業者登録内容変更届

令和 年 月 日

山梨県県民生活センター所長 殿

届出者 所在地（住所）
 名称
 代表者氏名

印

山梨県県民生活センター内職求人情報ホームページ掲載要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

県内事業所の名称等	事業所名		業 種	
	代表者氏名		担当者氏名	
	所在地	〒		
	連絡先	電話：	FAX：	
求人 の 条 件	作業の内容			
	求人地域			
	工 賃	単価 _____ 円	支払方法	現金 ・ 口座振替 支払日 _____ 日締 _____ 日払
	材料及び製品の 運 搬	・事業者 ・内職者 (交通費の支給 有 ・ 無)	納 期	
	機械器具貸与 提供	有 ・ 無	貸与機器名	
	技能経験	要 ・ 不要		
	その他の条件			
※ 変更があった箇所のみ記入してください。				

様式5

内職求人事業者登録抹消届

令和 年 月 日

山梨県県民生活センター所長 殿

届出者 所在地（住所）
名 称
代表者氏名 印

山梨県県民生活センター内職求人情報ホームページ掲載要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

抹消年月日	令和 年 月 日
抹消理由	

※抹消後も登録申請書をいただければ、再度登録は可能です。

内職求人情報掲載依頼書

令和 年 月 日

山梨県県民生活センター所長 殿

登録事業者 所在地（住所）
 名称
 代表者氏名

印

山梨県県民生活センター内職求人情報ホームページ掲載要綱第9第1項の規定により、次のとおり提出します。

求 人 事 業 所 情 報	事業所名			業 種		
	代表者氏名			担当者氏名		
	所在地	〒				
	連絡先	電話：		FAX：		
	委託状況届の有無	有 ・ 無※		家内労働手帳の交付	有 ・ 無	
求 人 の 条 件	作業の内容				求 人 数	人
	求人地域					
	工 賃	単価 _____ 円 (時間あたり目安 _____ 円程度)	支払方法	現金 ・ 口座振替 支払日 _____ 日締 _____ 日払		
	材料及び製品の 運 搬	・事業者 ・内職者 (交通費の支給 有 ・ 無)	納 期			
	機械器具貸与提供	有 ・ 無		貸与機器名		
	技能経験	要 ・ 不要				
	その他の条件					
	募集受付時間帯 曜 日 等					
掲載希望期間	掲載日 ~ 令和 年 月 日まで					
※ 家内労働法第26条に規定する届出の写しを添付してください。						

様式7

内職求人情報掲載削除依頼書

令和 年 月 日

山梨県県民生活センター所長 殿

登録事業者 所在地（住所）

名 称

代表者氏名

印

山梨県県民生活センター内職求人情報ホームページ掲載要綱第9第3項の規定により、次のとおり提出します。

掲載削除理由	
削除希望年月日	
(備考)	